

「独立行政法人整理合理化計画」策定に関する談話

平成 19 年 12 月 24 日
行政減量・効率化有識者会議
座長 茂木 友三郎

本日、政府は、「独立行政法人整理合理化計画」について、行政改革推進本部の決定を経た後、閣議決定をいたしました。

本計画は、平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、「政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、原点に立ち返って見直す。」とされ、当会議にその任務が下りたものです。

当会議では、6 月下旬から、まず、整理合理化計画を策定するための基本的な考え方を示すための検討を行い、8 月 9 日に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針について」として取りまとめました。これを受け、政府は、平成 19 年 8 月 10 日に「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」を閣議決定いたしました。

上記基本方針に基づき、各主務大臣からは、8 月末に各法人の整理合理化案が提出されましたが、その内容は、原点に立ち返って見直しを行うこととしている基本方針に照らしてみると、十分に踏み込んだものとなっていないものが随所に見られました。

このため、政府において各主務大臣に再検討を求める一方、当会議においては、個別法人について、ヒアリングの場等を通じ徹底的に議論を行い、各法人の問題点や、さらに見直しを要する点等について指摘し、それらに対する回答を求めてきました。

また、この検討過程において、「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」及び「資産債務の実行等に関する専門調査会」から、それぞれの独立行政法人の見直しに関する検討状況の報告を受けるなど、関連会議とは、密接に連携をとってまいりました。

こうした議論を集約・検討した上で、当会議は、平成 19 年 11 月 27 日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に関する指摘事項」を取りまとめ、福田総理に報告をいたしました。

政府は、本指摘事項を踏まえつつ、整理合理化計画を策定し、本日閣議決定

いたしました。本計画には、各法人の事務・事業及び組織の見直しのほか、随意契約や保有資産の見直し、内部統制・ガバナンスの強化、関連法人との関係の透明化、人事管理・事後評価の内閣の一元的関与の強化といった諸事項が盛り込まれました。これからは、主務大臣は網羅的で定量的な中期目標を設定し、独法は強化されたガバナンスの下、目標管理に基づき、効率的・自律的な運営を行い、運営について厳しく評価されることとなります。

今後、各主務大臣におかれては、責任を持って本計画を着実に実行していただくかねばなりません。また、当会議としましても、本計画のフォローアップを通じて、適切に措置されているかどうか確認を行うとともに、さらに改善すべき点等についても、引き続き注視していく所存です。

本計画の着実な実施により、国民に信頼される独立行政法人制度が確立され、「独法新時代」がスタートすることを強く期待いたします。